

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

広島県	
市区町村数	23

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内の連絡会議	の有無	諮詢機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
						の有無			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
14	16	7										23						
34 100	広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	1 1	1	1				広島市男女共同参画推進条例	2001年9月28日	2001年9月28日		第3次広島市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
34 202	呉市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1				くれ男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第4次くれ男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
34 203	竹原市	地域づくり課	1 2	1	1							4	第3次たけはら21男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
34 204	三原市	人権推進課	1 2	1	1				三原市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年10月1日		私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン)	2022年4月	~	2027年3月	1	1
34 205	尾道市	人権男女共同参画課	1 2	1	1				尾道市男女共同参画推進条例	2015年12月16日	2016年4月1日		あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道(第2次尾道市男女共同参画基本計画)	2022年04月01日	~	2027年03月31日	1	1
34 207	福山市	多様性社会推進課	1 2	1	1				福山市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		福山市男女共同参画基本計画(第5次)	2023年4月	~	2028年3月	1	1
34 206	府中市	総務課	1 2	1	1							4	府中市男女共同参画プラン(第3次)	2022年7月	~	2026年3月	1	1
34 209	三次市	共生社会推進課	1 2	1	1				三次市男女共同参画推進条例	2004年4月1日	2004年4月1日		三次市男女共同参画基本計画(第4次)～一人ひとりがしあわせな社会をめざして～	2021年4月	~	2027年3月	1	1
34 210	庄原市	市民生活課	1 2	1	1							4	第2次庄原市男女共同参画プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1
34 211	大竹市	市民課	1 2	2	1							4	第2次おおたけ男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
34 212	東広島市	人権男女共同参画課	1 1	2	1							3	第3次東広島市男女共同参画推進計画	2020年4月	~	2030年3月	1	1
34 213	廿日市市	人権・市民生活課	1 2	1	1							4	第2次廿日市市男女共同参画プラン	2015年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
34 214	安芸高田市	社会環境課	1 2	1	1				安芸高田市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		第3次安芸高田市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	2
34 215	江田島市	人権推進課	1 2	1	2							2	江田島市第2次男女共同参画基本計画	2018年	~	2027年	1	1
34 302	府中町	自治振興課人権推進室	1 2	2	1							4	府中町第4次男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
34 304	海田町	社会福祉課	1 2	1	2							4	第3次海田町男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
34 307	熊野町	生活環境課	1 2	2	2							4	熊野町男女共同参画プラン	2022年2月	~	2026年3月	1	1
34 309	坂町	民生課	1 2	2	2							4	坂町第2次男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
34 368	安芸太田町	地域協働課	1 2	2	2							4	第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	2018年3月	~	2025年3月	1	1
34 369	北広島町	町民保健課	1 2	2	2							4	北広島町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月	~	2028年3月	1	1
34 431	大崎上島町	住民課	1 2	2	1							4	大崎上島町第3次男女共同参画推進計画	2024年度	~	2028年度	1	1
34 462	世羅町	企画課	1 2	2	1							4	第3次世羅町男女共同参画行動計画	2020年4月	~	2027年3月	1	1
34 545	神石高原町	未来創造課	1 2	1	2							2	神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	平成29年4月	~	令和9年3月	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属事務所掌	の連絡会議	の有無	の連絡会議	問3-1 有	問3-1 無	問4-1 無	問4-1 有	問4-1 無	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況

<選択肢回答>

所属  
市内連絡会議

- 1 首長部局  
2 教育委員会  
1 有  
2 無

事務所掌  
諮詢機関

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない  
1 有  
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中  
2 2026年度以降の制定を目指し検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体  
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定  
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有  
2 策定予定無

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

広島県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体						
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体									
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他													
	2									0	2	1	1	0	1	1	0					
34 100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	ゆいぽーと	730-0051	広島市中区大手町5丁目6番9号		082-248-3320	082-248-4476	<a href="https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/">https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/</a>	○	○			○								
34 202	呉市																					
34 203	竹原市																					
34 204	三原市																					
34 205	尾道市																					
34 207	福山市																					
34 206	府中市																					
34 209	三次市																					
34 210	庄原市																					
34 211	大竹市																					
34 212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	エスパワール	739-0043	東広島市西条西本町28番6号		082-424-3833	082-424-3833	<a href="https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsu/kankyo/6/6/3044.html">https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsu/kankyo/6/6/3044.html</a>	○	○			○								
34 213	廿日市市																					
34 214	安芸高田市																					
34 215	江田島市																					
34 302	府中町																					
34 304	海田町																					
34 307	熊野町																					
34 309	坂町																					
34 368	安芸太田町																					
34 369	北広島町																					
34 431	大崎上島町																					
34 462	世羅町																					
34 545	神石高原町																					

## 調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

広島県

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

広島県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
/	/	/	5			14	0	0.0	20	0	0.0	9	0	0.0	8	1	12.5	3,595	278	7.7	
34	100	広島市				1	0	0.0	2	0	0.0										
34	202	呉市	2003年1月28日	呉市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	2	0	0.0							425	34	8.0	
34	203	竹原市	2000年11月12日	男女共同参画社会づくり宣言		4	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0						75	1	1.3	
34	204	三原市				1	0	0.0	2	0	0.0						504	59	11.7		
34	205	尾道市				1	0	0.0	1	0	0.0						455	31	6.8		
34	207	福山市				1	0	0.0	2	0	0.0						1002	73	7.3		
34	206	府中市				1	0	0.0	1	0	0.0						70	1	1.4		
34	209	三次市				1	0	0.0	2	0	0.0						19	0	0.0		
34	210	庄原市				1	0	0.0	1	0	0.0						22	0	0.0		
34	211	大竹市	2000年2月27日	男女共同参画社会づくり宣言		4	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0					69	6	8.7		
34	212	東広島市				1	0	0.0	1	0	0.0						48	0	0.0		
34	213	廿日市市				1	0	0.0	2	0	0.0						291	38	13.1		
34	214	安芸高田市	2009年9月5日	安芸高田市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0					32	1	3.1		
34	215	江田島市				1	0	0.0	1	0	0.0						31	1	3.2		
34	302	府中町											1	0	0.0	1	0	0.0	67	7	10.4
34	304	海田町											1	0	0.0	1	0	0.0	43	6	14.0
34	307	熊野町	2008年12月20日	熊野町男女共同参画宣言都市		1							1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
34	309	坂町											1	0	0.0	0	0		17	3	17.6
34	368	安芸太田町											1	0	0.0	1	1	100.0	62	2	3.2
34	369	北広島町											1	0	0.0	1	0	0.0	158	4	2.5
34	431	大崎上島町											1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
34	462	世羅町											1	0	0.0	1	0	0.0	125	9	7.2
34	545	神石高原町											1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0

## &lt;選択肢回答&gt;

男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

#### 調査表4-4

## 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

広島県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						調査時点コード											
		問8-1			問8-2																																
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)														
ド	ド	名																																			
						793	708	10,597	3,096	29.2					667	609	9,533	2,737	28.7	126	91	769	181	23.5	806	110	13.6	829	111	13.4							
		小計													666	608	9,527	2,736	28.7	126	91	769	181	23.5													
34	100	広島市	40.0	2026年3月		74	73	1,193	383	32.1	法令・条例によって設置されたもの				71	70	1,193	383	32.1	6	6	76	29	38.2	53	10	18.9	54	10	18.5	1	1	1				
34	202	呉市	40.0	2033年3月		43	38	706	176	24.9	附属機関(地方自治法第二百二条の三)及びその他法律、条例により設置された審議会、委員会等				43	38	706	176	24.9	6	5	39	8	20.5	54	6	11.1	55	6	10.9	1	1	1				
34	203	竹原市	40.0	2027年3月		45	39	570	178	31.2	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会等に加え、要綱・規則等で設置されている協議会等。				32	30	449	144	32.1	6	2	25	5	20.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1	1	1				
34	204	三原市	33.0	2025年3月		47	44	599	176	29.4	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会				46	43	593	175	29.5	6	5	38	10	26.3	47	3	6.4	48	3	6.3	1	1	1				
34	205	尾道市	35.0	2027年3月		73	63	1,039	276	26.6	地方自治法に基づく法令・条例で設置されている審議会等(附属機関)に加え、規則・要綱等により設置されているものも含む。				42	38	697	192	27.5	6	4	39	5	12.8	43	4	9.3	44	4	9.1	1	1	1				
34	207	福山市	30.0	2027年4月	最終目標は、男女の委員数の均衡を図る	75	68	1,053	300	28.5	附属機関(地方自治法第202条の3関係)、懇談会・懇話会(要綱・規則により設置)				56	49	820	237	28.9	6	4	65	9	13.8	59	18	30.5	60	18	30.0	1	1	1				
34	206	府中市	30.0	2026年3月		24	19	246	66	26.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会及び同法第180条の5に基づく委員会				24	19	246	66	26.8	6	4	42	7	16.7	25	5	20.0	26	5	19.2	1	1	1				
34	209	三次市	44.0	2027年3月		29	28	429	111	25.9	市の政策・方針を決定する審議会等(地方自治法第202条の3に基づく審議会、同法第180条の5に基づく委員会等)				23	22	393	103	26.2	6	6	36	8	22.2	40	7	17.5	41	7	17.1	1	1	1				
34	210	庄原市	40.0	2027年3月		63	55	791	242	30.6					24	22	324	78	24.1	6	5	43	11	25.6	35	4	11.4	36	4	11.1	1	1	1				
34	211	大竹市	30.0	2032年3月		27	24	293	66	22.5	地方自治法第202条の3人に基づき、法令、条例により設置された附属機関				26	22	287	60	20.9	6	3	25	5	20.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1	1	1				
34	212	東広島市	35.0	2030年3月		57	54	749	217	29.0	地方自治法第202条の3に定められている附属機関				57	54	749	217	29.0	6	6	45	12	26.7	44	5	11.4	45	5	11.1	1	1	1				
34	213	廿日市市	30.0	2026年3月		35	32	596	158	26.5	法律・条例により設置された審議会等				35	32	596	158	26.5	6	5	34	10	29.4	49	7	14.3	50	7	14.0	1	1	1				
34	214	安芸高田市	50.0	2027年3月		30	28	417	116	27.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用割合50%				29	27	402	107	26.6	6	4	28	6	21.4	42	5	11.9	43	5	11.6	1	1	1				
34	215	江田島市				0	0	0	0						23	21	337	85	25.2	6	4	26	8	30.8	29	1	3.4	30	1	3.3	1	1	1				
34	302	府中町	40.0	2027年3月		22	21	254	89	35.0					20	19	235	77	32.8	4	3	12	5	41.7	27	4	14.8	28	5	17.9	1	1	1				
34	304	海田町				14	12	149	57	38.3					15	13	178	59	33.1	4	4	13	5	38.5	28	2	7.1	29	2	6.9	1	1	1				
34	307	熊野町	30.0	2025年3月		62	46	612	210	34.3	法律又は政令により設置されている審議会等 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 要綱等により設置されている懇談会、会議等					6	6	77	26	33.8	5	4	24	6	25.0	28	6	21.4	29	6	20.7	2	2019年4月1日	1	1	1	
34	309	坂町				0	0	0	0	なし					21	18	300	94	31.3	4	2	13	4	30.8	30	3	10.0	31	3	9.7	1	1	1				
34	368	安芸太田町				0	0	0	0						7	7	88	29	33.0	5	3	23	8	34.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1	1	1				
34	369	北広島町	33.0	2028年3月		19	18	249	81	32.5					14	14	214	77	36.0	5	4	35	4	11.4	36	4	11.1	37	4	10.8	1	1	1				
34	431	大崎上島町	40.0	2026年3月		20	16	243	91	37.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等				20	16	243	91	37.4	5	3	33	5	15.2	8	0	0.0	9	0	0.0	1	1	1				
34	462																																				

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

広島県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	
	広島市								1	1	6	1	16.7		0	0	0	0										
	呉市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	竹原市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	三原市								1	1	6	1	16.7		0	0	0	0										
	尾道市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	福山市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	府中市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	三次市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	庄原市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	大竹市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	東広島市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	廿日市市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	安芸高田市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	江田島市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	府中町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	海田町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	熊野町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	坂町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	安芸太田町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	北広島町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	大崎上島町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	世羅町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										
	神石高原町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0										

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

広島県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち			
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)					
34 100	広島市	2,368	526	22.2	1,682	330	19.6	317	45	14.2	235	37	15.7	293	46	15.7	218	37	17.0	1,758	435	24.7	1,229	256	20.8	2,794	884	31.6	1,910	540	28.3	4,480	1,681	37.5	2,839	1,085	38.2			172	22	12.8	38	0	0.0		
34 202	呉市	637	121	19.0	471	86	18.3	29	1	3.4	27	1	3.7	145	21	14.5	109	15	13.8	463	99	21.4	335	70	20.9	1,111	345	31.1	783	279	35.6	1,824	698	38.3	1,248	596	47.8	1		37	7	18.9	7	0	0.0	1	
34 203	竹原市	226	32	14.2	153	26	17.0	33	4	12.1	27	4	14.8	47	7	14.9	31	6	19.4	146	21	14.4	95	16	16.8	355	88	24.8	202	47	23.3	360	116	32.2	199	85	42.7	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1	
34 204	三原市	29	7	24.1	21	4	19.0	5	2	40.0	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	24	5	20.8	18	3	16.7	0	0	0	0	0	0	38	9	23.7	28	8	28.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
34 205	尾道市	94	25	26.6	76	20	26.3	14	1	7.1	12	1	8.3	21	3	14.3	18	3	16.7	21	35.6	46	16	34.8	47	5	10.6	37	4	10.8	94	24	25.5	70	20	28.6	1		11	1	9.1	2	0	0.0	1		
34 207	福山市	132	34	25.8	67	20	29.9	38	7	18.4	15	4	26.7	0	0	0	0	0	0	94	27	28.7	52	16	30.8	105	28	26.7	59	16	27.1	238	117	49.2	86	35	40.7	1		5	2	40.0	1	0	0.0	1	
34 208	府中市	46	14	30.4	33	7	21.2	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	37	14	37.8	26	7	26.9	8	0	0.0	78	22	28.2	52	7	13.5	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1				
34 209	三次市	67	17	25.4	54	13	24.1	16	3	18.8	13	3	23.1	5	2	40.0	2	1	50.0	46	12	26.1	39	9	23.1	0	0	0.0	0	0	0	166	69	41.6	61	16	26.2	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
34 210	庄原市	55	11	20.0	40	5	12.5	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	49	11	22.4	34	5	14.7	0	0	0.0	0	0	0	115	36	31.3	91	18	19.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
34 211	大竹市	59	10	16.9	37	5	13.5	7	1	14.3	5	1	20.0	0	0	0	0	0	0	52	9	17.3	32	4	12.5	45	16	35.6	29	11	37.9	53	17	32.1	32	13	40.6	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
34 212	東広島市	198	53	26.8	137	24	17.5	22	4	18.2	20	3	15.0	32	6	18.8	25	6	24.0	144	43	29.9	92	15	16.3	164	35	21.3	105	14	13.3	551	189	34.3	352	98	27.8	1		13	1	7.7	3	0	0.0	1	
34 213	廿日市市	160	44	27.5	122	23	18.9	14	2	14.3	13	2	15.4	24	4	16.7	21	4	19.0	122	38	31.1	88	17	19.3	175	75	42.9	129	39	30.2	164	47	28.7	115	24	20.9	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
34 214	安芸高田市	48	9	18.8	43	8	18.6	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	37	8	21.6	33	7	21.2	8	0	0.0	3	0	0.0	75	23	30.7	64	22	34.4	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
34 215	江田島市	48	11	22.9	40	9	22.5	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	39	11	28.2	33	9	27.3	81	10	30	69	23	33.3	70	25	35.7	63	21	33.3	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
34 302	府中町	43	8	18.6	40	8	20.0	9	1	11.1	8	1	12.5	11	2	18.2	10	2	20.0	23	5	21.7	22	5	22.7	34	5	14.7	31	5	16.1	75	22	29.3	46	15	32.6	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
34 304	海田町	42	14	33.3	35	11	31.4	6	1	16.7	6	1	16.7	2	0	0	0	0	0	34	13	38.2	27	10	37.0	13	3	23.1	10	3																	

調査表4-5  
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

広島県

調査時点 [議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)]

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都 道 府 県 コ 市 市 区 区 市 市 区 区 町 町 村 村 村 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取扱うことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他	
	19	1の合計	23	0	22	1		20	21 21 21 21 14
		2の合計	0	18	1	22		2	2 2 2 2 2
		3の合計	0	5		0		0	0 0 0 0 0
		4の合計	0	0				1	0 0 0 0 0
34	100	広島市	1	広島市職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「文書等」とは、職員が職務上作成する文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録をいう。)である。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用する文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (例 職員名簿、名前札、電子メールアドレス等) (2) 専ら市内郵便で使用される文書等で、旧姓を使用しても職務遂行上又は事務処理上支障がないもの (例 起案文書、旅行命令書、復命書等) (3) その他轻易な文書等で所長が認めるもの (例 各種連絡文書、研究論文等) (旧姓使用の届出) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子情報処理組織を使用して人事・給与に関連する庶務事務の処理等を行うための情報処理のシステムで、企画総務局人事部人事課長が管理するものをいう。以下同じ。)により、旧姓の使用を、所長を経由して企画総務局人事部人事課長(以下「人事課長」という。)に届け出なければならない。 2. 人事課長は、前項の規定による届出を受けた場合には、旧姓使用届出証明書(別記様式1)を当該職員に交付するとともに、旧姓、戸籍上の氏名その他必要な事項を旧姓使用者台帳(別記様式2)に登載するものとする。 (旧姓使用者等の責務) 第5条 前条第1項の規定による届出をした職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び他の職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めるとともに、旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しなければならない。 2 所長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、庶務事務システムにより、旧姓使用的の中止を、所長を経由して人事課長に届け出なければならない。 2 人事課長は、前項の規定による旧姓使用的の中止を受けた場合には、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が定める。	広島市議会	1 3 1	2		1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 村 ド 名	市 市 区 区 町 町 コ コ ド	問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。問12-2 1.を選択した場合、取扱いが可能な休業期間は、次のうちどれか。問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と等しい。 3. 分割基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他		
34 202	呉市	1	呉市職員の旧姓使用に関する要綱  (目的及び趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条に規定する職員をいう。以下同じ。)について、改姓後の氏(以下「新姓」という。)を使用することにより公務活動に影響を及ぼすと認められる場合に、その影響を緩和するよう配慮するため、市の文書等において当該職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用する職員の義務) 第2条 旧姓を使用する職員は、前条に規定する目的及び公権力の行使するたる公務員の地位を深く自覚し、適正な旧姓の使用に努めなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することにより法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる標準に該当するものとする。この場合において、特に支障がないものと任命権者が認めるときは、旧姓と新姓を併記することができる。 2. 別表第2に掲げる文書等においては、旧姓を使用することができない。 (承認等の手続) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により任命権者に申請をし、その承認を得なければならない。 2. 任命権者は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 3. 前項の規定により第1項の承認を受けた職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、所属長を経由して、旧姓使用中止届書を提出しなければならない。 (離別) 第5条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 付 則 (実施期日) この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等  基準例 1 職員の権利、義務等に係るものであるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの(回家文書、合議・決裁に係る押印、出勤簿への押印) 2 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの(職場での呼称、名札、名刺、座席表、電話番号表、原稿執筆 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準例 1 公務員の身分関係に係るもの(出社記録、内示書、辞令書、育児休業承認申請書、辞職願、分譲・懲戒に係る文書その他職員の人事管理に関する文書) 2 職員の権利・義務に係るもの等に特別な法律関係を生じせるおそれのあるもの(口座振込依頼書、給与費明細書、源泉徴収票、諸手当届のほか、財務会計システム・人事給与システムの運用上、旧姓を使用できないもの) (2) 共済組合関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書 3 公権力の行使に係るもの(許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に関する文書) (2) その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に関する文書	呉市議会	1	2	1	2	吳市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
34 203	竹原市	2	竹原市議会	1	3	1	竹原市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1		
34 204	三原市	1	三原市議会	1	2	1	三原市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1		
34 205	尾道市	1	尾道市議会	1	2	1	尾道市議会会議規則  第2条第1項 議員は、市長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	2	1 1 1 1 1 1		
34 207	福山市	1	福山市議会	1	3	1	福山市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都 道 府 県 コ ド 市 区 市 区 町 村 町 村 会 名 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得したことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
34 208 府中市 1	(旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがないものについて、旧姓を使用することができる。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定ある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定ある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例		配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
34 209 三次市 1	三次市職員旧姓使用取扱規定  第3条 旧姓の使用は、他の法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げるものについて承認する。 (1)職場での呼称 (2)次に掲げる文書 ア 名刺 イ 名札 ウ 職員録 エ 座席図 オ 起案文書 カ 供覧文書 キ 各種文書における担当者氏名 ク 復命書 ケ 出勤簿 コ 休憩簿 サ 時間外勤務命令簿 シ その他服務、給与に関する市長への申請文書及び届出文書 (3)前号の文書の押印 (4)第三次市行政LAN-WANIにおける氏名	府中市議会	1 2 1	府中市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	府中市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例  (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書により届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書により届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その間に応じた議員報酬に次に表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 市議会の会議等を欠席した期間 支給割合 90日を超えるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2.前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から適用する。ただし、議員資格を失う等減額する月に受けける議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3.第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、市議会の会議等に出席し、又は復帰届出書の届出があったときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から報酬の減額を解除する。ただし、減額を開始した月と解除する月が同じ月にあたるときは、解除する月は、その翌月とする。							
34 210 庄原市 1	第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、経費な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解及び混亂を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができるものとする。	三次市議会	1 3 1	三次市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
34 211 大竹市 1	大竹市職員の旧姓使用に関する要綱  (旧姓の使用) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのない文書であって、次に掲げるものについて旧姓を使用することができる。 (1)職員名簿、名札等の前に氏名が記載された文書等 (2)組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるもの。 (3)職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓を使用する原因となる係争のおそれがないもの。 (4)その他法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの。	庄原市議会	1 2 1	庄原市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 2.委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								
34 212 東広島市 1	(旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1)職場での呼称 (2)名前札、職員録等単に名前が記載されたもの (3)職員の権利又は義務に関する文書等であって、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓を使用する原因となる紛争が生ずるおそれがないもの (4)起案文書、事務分掌等組織内部で使用される文書等であって、職員の同一性を容易に確認できるもの (5)前各号に掲げるもののほか、事務処理上誤解又は混亂を招くおそれのない文書等であって、円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのないもの	東広島市議会	1 2 1	東広島市議会会議規則  第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都 道 府 県 コ ド 市 市 区 市 区 町 村 村 村 村 名	市 市 区 区 町 村 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。  1. 明記した規定があり、認めた場合 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めないと。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。													
議 会 名	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取扱ったことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めないと。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
34 213 廿日市市	廿日市市議会	廿日市市議会	1	3	1	廿日市市議会会議規則  第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
34 214 安芸高田市	安芸高田市議会	安芸高田市議会	1	2	1	安芸高田市議会規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
34 215 江田島市	江田島市議会	江田島市議会	1	2	1	江田島市議会会議規則第2条第2項  (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
34 302 府中町	府中町議会	府中町議会	1	2	1	府中町議会会議規則  (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席しようとするときは、その旨を議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
34 304 海田町	海田町議会	海田町議会	1	2	1	海田町議会会議規則  第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			4	1	1	1	1	1
34 307 熊野町	熊野町議会	熊野町議会	1	2	1	熊野町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2
34 309 坂町	坂町議会	坂町議会	1	2	1	坂町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1
34 368 安芸太田町	安芸太田町議会	安芸太田町議会	1	2	2	第2条 議員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等であって職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについては、旧姓を使用することができる。	2			1	1	1	1	1	1
34 369 北広島町	北広島町議会	北広島町議会	1	2	1	北広島町議会会議規則  第2条 議員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれがない、専ら職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 ド ド 名	市 区 区 町 町 村 コ コ コ ド	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。  1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取扱することが可能な休業期間は、次のうちどれか。  1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、後期間よりも短い。 3. 明記した規定がなく、後期間と同等。 4. 明記した規定がなく、運用上認めない。 5. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
34 431	大崎上島町	2	大崎上島町議会	1	2	1	大崎上島町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			1 1 1 1 1
34 462	世羅町	3	世羅町議会	1	2	1	世羅町議会会議規則  第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2 2 2 2 2
34 545	神石高原町	1	神石高原町議会	1	2	1	神石高原町議会会議規則  第2項第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。	2			1 1 1 1 1

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

広島県

調査時点		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況	
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
福岡県	市町村	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。		
福岡市	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 2. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 研修等に必要な場合に限り提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っていない。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用する場所が整備されている。 2. 研修において利用する予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修等に開設する議員向け 規ハラスメント防止規則等に規定する 相談窓口を設置する メモ等に規定する 規ト防等に開設する議員向け	2	3	その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	本部員長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内職員に対する男女共同参画の視点からの防火・復興をテーマとした研修の実施状況	
福岡市	市町村	0	0	8	7	0	1	10	4	1	4	10	10	10	409	45	11.0%	2		
福岡市	市町村	0	4	7	0	0	8	6	5	7	4	11	11	11	26	1	3.8			
福岡市	市町村	23	19					7	7	15	0	2	2	2	1	1	1			
34 100 広島市	4	4	3						3	3	2				広島市地域防災計画	(第3章 災害応急対策)>第5節 避難対策>第9 指定避難所の開設・運営>4 男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援	26	1	3.8	
34 202 岡市	4	4	1	1					1	3	3	1			岡市地域防災計画	第6節 避難生活・情報提供、要配慮者対策に関する活動	26	3	11.5	
34 203 竹原市	4	4	3						1	3	3	4			竹原市地域防災計画	第6節 避難生活・情報提供、要配慮者対策に関する活動	12	1	8.3	
34 204 三原市	4	4	2						2	2	2	4			三原市地域防災計画【基本編】、三原市地域防災計画【震災対策編】	第12節 防災意識・防災知識の普及	19	1	5.3	
34 205 尾道市	4	2	1	1					1	3	3	2			尾道市地域防災計画	<4>男女共同参画担当部局等との連携	16	2	12.5	
34 207 福山市	4	4	1					3							①福山市地域防災計画(基本・風水害対策編)、②福山市地域防災計画(地震・津波災害対策編)	男女共同参画の視点からのお対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。	13	1	7.7	
34 208 府中市	4	4	2						2	2	3	4			府中市地域防災計画	②福山市地域防災計画(基本・風水害対策編)	10	0	0.0	

